

大和市告示第123号

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年5月25日

大和市長 大木 哲

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

別表第1園児が属する世帯の階層区分の欄を次のように改める。

園児が属する世帯の階層区分
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯（生活保護法の規定による保護を受けていた者の属する世帯等で、引き続き、特に困窮していると市長が認めるものを含む。）
当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいい、同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税又は市町村民税の所得割の額が非課税の世帯
当該年度の市民税の所得割の額が77,100円以下の世帯
当該年度の市民税の所得割の額が211,200円以下の世帯
当該年度の市民税の所得割の額が281,600円以下の世帯
上記以外の世帯

別表第1第2号中「199,200」を「272,000」に、「253,000」を「290,000」

に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 5 この表において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により就学の義務を免除等（以下「就学免除等」という。）されている小学校第1学年から第3学年までの児童と同一年齢である兄若しくは姉又は小学校第4学年以上の児童と同一年齢の児童であつて、就学免除等により小学校第1学年から第3学年までに在籍する兄若しくは姉を有する園児については、小学校第1学年から第3学年までに在籍する兄又は姉を有する園児とみなす。

#### 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。